

## 平成27年度社会福祉法人監査方針及び重点着眼事項

会津若松市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年4月1日決裁）第4条の規定に基づき、監査方針及び重点着眼事項を以下の通り策定する。

### 1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを提供する地域の中核的な担い手として、その公益性及び公共性の高さから社会的な信頼や期待も大きく、健全かつ公正な運営が求められる。このことから、指導監査は、関係法令及び通知等に基づき、法人の自主性を十分に尊重しつつ、法人の適正かつ自律的な経営による良質な福祉サービスの提供が確保されることを目的として実施する。

### 2 重点着眼事項

これまでの指導監査結果における文書による改善指導事項の傾向を踏まえて、以下の項目を重点着眼事項とし、効果的な指導監査を実施する。

#### (1) 法人の適正な管理運営について

- ア 理事会及び評議員会において、要審議事項等が定款に基づき、適宜、実質的な審議に附され、適切な法人運営が行なわれていること。
- イ 役員に関する事項及び資産の総額等、法人の登記すべき事項が、期限内に手続きされていること。
- ウ 法人規程等に基づき、公印が適正に管理されていること。
- エ 理事会及び評議員会の議事録が適正に記録・保存されていること。
- オ 法人規程等に基づき、苦情解決体制への取り組みが適正に行なわれていること。
- カ 監事監査が、定期的かつ適切に行われていること。
- キ 法人規程等に基づき、役員報酬が適正に支出されていること。
- ク 現況報告及び財務諸表を法人ホームページ上にて公表していること。

#### (2) 適正な会計処理の確保について

- ア 法令等に基づく適切な法人会計の管理を確保するため、会計経理事務における内部牽制体制が確立され、関係通知や法人経理規程に基づく適正な経理事務が執行されていること。
- イ 全ての収入及び支出を予算に計上し、当該予算に基づく経理を行い、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要とされる補正予算を編成していること。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合はこの限りではない。
- ウ 法人規程等に基づく事務決裁にかかる専決権の行使及び意思決定過程の適正化が図られていること。

エ 業務委託契約について、契約相手方の選定及び経費の積算根拠等を明らかにし、入札等の事務の適正化が図られていること。

オ 法人の諸規程が整備され、給与・各種手当等の支出が適正に行われていること。

カ 法人経理規程に基づき、決算附属明細書等が適正に作成されていること。

(3) 経営基盤の強化について

法人は、自らの財務状況を把握するために財務指標を用いた分析を行い、経営の安定性及び事業の継続性の確保に努めていること。

3 その他

(1) 改善状況の確認について

指導監査の結果、是正又は改善を要する事項が認められた法人に対しては、文書による改善指導を行ない、是正又は改善措置の状況について挙証資料を添付の上、報告を求める。

なお、次回指導監査時において、当該改善状況の確認を行う。

(2) 社会福祉法人制度の改革

社会福祉法改正に係る動向を見極めながら、法人に対する適切な情報の提供に努めるとともに、適確な指導・助言を通して安定的な法人運営に資する。

(3) 法人の新設に向けた適切な支援

社会福祉法人の新設を予定する者に対しては、役員等の要件、資産要件及び実施事業等に係る助言及び指導を行ない、法人の設立認可に向けた適切な支援を実施する。